

# 「鉄道事業法が求める安全性などについて答える考えはないのか？」～リニア訴訟第2回口頭弁論で、裁判長が全幹法による認可で了とする国側に質す

リニア新幹線工事計画の認可処分の取消しを求めるストップ・リニア！訴訟の第2回口頭弁論が12月9日（金）午後2時半から東京地裁（吉田孝夫裁判長）で開かれました。この日の法廷でまず、神奈川県相模原市鳥屋地区に予定されているリニア新幹線車両基地について、予定地内に土地を所有する原告の栗原 晟（あきら）さんが意見陳述を行いました。

栗原さんは陳述の中で、「2013年9月の新聞報道で鳥屋地区に車両基地ができる予定であることを初めて知ったが、その後は具体的な計画内容が地元住民に説明されず、その後の分厚い準備書も読み込んだが、四角い点線で基地が示されているだけで、どこが工事の対象地域になるのか分からなかった。ただ、工事車両がピーク時に1日千台以上も走行することはわかった。その後説明会はあったが、いずれも基地建設が前提であり、建設自体の是非を地域住民と話す場ではなかった」。栗原さんはこのように述べた後、「認可前は情報を極力伏せておいて、認可後に説明するやり方はフェアでない。残土処分地のようにして基地をつくり、それによって町の人々が土地を奪われ、退去させられるのはたまらない」と訴えました。



つづいて、原告代理人の和泉貴士弁護士が立って、JR東海が示した鳥屋車両基地の完成予想図や閑静で自然豊かな鳥屋地区の現況写真などをスライドで示し、「集落の歴史は古く、300年以上続く獅子舞は県指定の無形民俗文化財に指定されている。また、工場や広い幹線道路も無く、川崎からぜん息治療のために移住してきた人もいる。そこに、長さ2キロ、最大幅350m、面積50haの巨大な基地がつけられ、その擁壁の高さは30mに達する。基地建設で集落は分断され、鳥屋中学校や

住宅は擁壁に隠れてしまう」。和泉弁護士はさらに「工事車両による生活・自然環境の破壊、住宅や畑、墓を失ったり、立ち退くことになり、地域社会は崩壊してしまう」と述べ、車両基地がもたらす深刻な被害を指摘しました。

このあと、原告代理人の横山 聡弁護士が今後の訴訟の進行について意見を述べました。次回以降も沿線での具体的なリニア工事や供用後の影響・被害について原告の意見を述べる予定を示しました。その後、吉田裁判長から、「原告側は全幹法、鉄道事業法についてリニアが適法でない」と主張している。被告側は全幹法による認可であり適法であるとしているが、鉄道事業法にある安全性などについて、原告側の主張に答える考えはないのか」と被告の国側に質しました。これに対し国側は次回口頭弁論（来年2月24日）前に答弁書を提出する意向を示しました。国の主張は「全幹法は鉄道事業法を敷衍したものであり、全幹法による事業認可で良い」と主張しています。

第2回口頭弁論には原告、サポーターや支援団体から多くの人が集まり、初回同様に傍聴券抽選が行なわれ153人が並び、その結果約110人が103号法廷の傍聴席を埋めました。

## 栗原 晟さんの意見陳述

私は、神奈川県相模原市緑区鳥屋に居住しており、関東車両基地建設予定地一帯の山を所有しています。この辺りの県道沿いの民家の多くがそうであるように、栗原家も江戸時代の頃からこの地域で暮らしてきました。先代はこの地域で学校の教員を務め、私は現在民生委員などを務めております。

私が、この地域に車両基地が建設予定であることを最初に知ったのは、2013年9月の「鳥屋に車両基地」と題する記事でした。記事を読んだ当初はどんなものができるのか全く見当がつかず、まさかこんなに大きなものができるとは思いませんでした。同じく9月にJR東海は環境影響評価準備書を公開していました。周囲の人はあんな分厚い物が読めるかと言っていました。私としては、地域にとっては重大事であり、賛成反対の結論は別としてまずはどういふものができるのかを知りたいと思い読むことにしました。

準備書に記載されていた地図はたんに四角い点線で該当地域を囲んだだけのものであり、どの地番の地が工事の対象になるのか、車両基地の操業によってどの程度近隣の住環境に影響が生じるのか正確には分かりませんでした。ただ、リニアの必要性については疑問を感じましたし、工事量車両がピーク時には1日1000台以上も走行することが分かりました。残

土処理捨て場を作るためにこのような場所に車両基地を作っているのではないかと考え、こんなものために町の人間が土地を奪われ、退去させられるのは堪らないと思うようになりました。

2014年1月には県の公聴会に出席して意見を述べました。JR東海の地域での説明会などは行われておらず、準備書以外に資料は無い状態でしたが、土砂捨て場のために町の人間が土地を奪われるのはおかしいこと、鳥屋は歩道未整備の箇所も多く、安全上も大問題であること、騒音・振動・排気ガスなどのために住環境が破壊されることなどについて、意見を述べました。

その後2014年4月に発表された環境影響評価書を読んで、私の考えは確信に変わりました。準備書に対する各地域からの意見を読んで、リニアがペイするとは到底思えないし、地方の経済力が一部の大都市に吸い上げられて疲弊するだけだと思いました。このようなもののためになぜ鳥屋が犠牲にならなければならないのかという思いを強くしました。

2014年11月に地域への説明会がようやく始まりました。基本的には評価書の説明を繰り返すだけで、誰の土地が工事対象地域なのか、当事者は誰なのか全く分かりませんでした。地図も平面図があるだけで高さのイメージもつかめませんでした。補償についても一般論が述べられたただけでした。

## 和泉貴士弁護士の見解陳述

鳥屋集落は、県道 64 号、513 号とそれに沿って流れる串川沿いに立ち並ぶ民家を中心として形成される、谷合の集落です(別紙1)。集落の歴史は古く、300 年以上の歴史を誇る獅子舞は県指定無形民俗文化財に指定されています(別紙2)。また、地区内全体に新緑・紅葉の景観が美しく(別紙3)、宮ヶ瀬湖にかけての紅葉は観光案内などでも紹介されています。自然環境に恵まれており、都会からぜんそく治療するために移住した方もいますし、現在も井戸水を生活に利用している方も多くいます。

まず、車両基地がもたらす住環境等の変化について述べます。車両基地の規模は、長さ 2km、最大幅 350 メートル、面積 50 ヘクタール、標高 310 メートルとされています。

写真からもその巨大さをご理解頂けると思っています。加えて、上記建造物が集落の住宅の頭上に建設されることにも注目すべきです。集落のほとんどの建造物よりも高い位置に、車両基地は建設されます。示されている図は JR 東海が説明会の資料として作成した、鳥屋地域センター(別紙8ないし9)や、鳥屋小学校からみた予想図ですが(別紙10ないし13)、どの程度の高さに車両基地が建設されるかよく分かると思います。また、谷を埋め山に生えている樹木を伐採し、コンクリートで覆われた平地を作り出すことにより集落の気候は大きく変化します。車両基地の放射熱により夏は暑くなり、風を遮

る樹木がなくなることによって丹沢おろしがまともには吹き込むこととなり、冬は寒くなります。

次に、残土その他建築資材の搬送によって生じる被害について述べます。

神奈川県でリニアトンネル工事によって発生する残土(1140 万 $\text{m}^3$ )の約 30 パーセント(360 万 $\text{m}^3$ )は鳥屋車両基地で処理されます。工事用車両の運行台数は、2 年目から 5 年目まで 1 万 1000 台から 2000 台です。運行台数のピークである 4 年目についてみると、1 時間あたり約 69 台(内ダンプ 50 台)の工事車両が通行することとなります。さらに同一の車両で同一の経路を往復する場合には、交通量は倍になる(1 時間あたり約 138 台(内ダンプ 100 台))ことも考えられます。

工事用ダンプは総重量 20 トン、全長 7.7 メートルにも及びます。ダンプを含めた工事用車両は谷合の集落の中央に位置する県道を走行する予定であり、県道沿いの住宅は騒音・振動・排気ガス・粉塵等による深刻な被害を受けることとなります。

さらに、谷戸地区(45 世帯)は車両基地によって地域が分断されます。長年居住してきた住宅のみならず畑や墓も失うこととなります。車両基地予定地内に自宅を有する者と予定地外に自宅を有する者が存在するため、地区の一部の者のみが立ち退くとすると地域コミュニティ自体が崩壊することとなり、原告ら地域住民の受ける被害は極めて深刻なものであることは明らかです。

以上

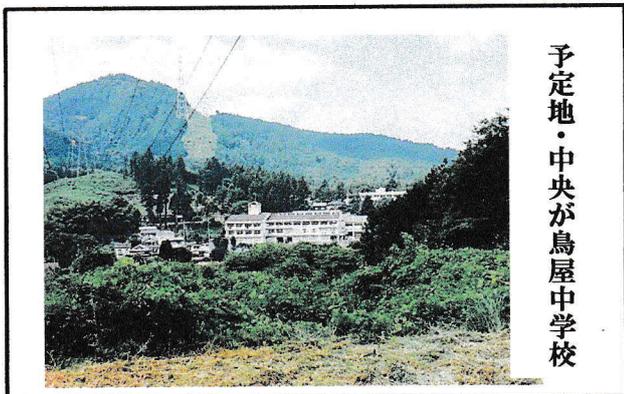
その後も2014年12月、2015年1月、同年2月と説明会がありました。車両基地の鳥瞰図は地域住民の要望により、2015年の2月になってようやく住民に公開されました。何より、いずれの説明も基地建設が前提で、建設自体の是非を地域住民と議論する機会ではありませんでした。2014年の10月には既に工事実施計画の認可処分が行われています。処分前は情報を極力伏せておいて、処分後に説明会を開催するやり方はフェアではないと思いました。その他質問に対する回答はほとんどが口頭であり、持ち帰って詳細に分析できる資料を貰えることはありませんでした。2014年10月には鳥屋地域振興協議会から工事が引き起こす環境悪化についてJR東海、県、市に対して要望書を提出していたのですが、これに対する回答もありませんでした。

立ち退きを求められている谷戸地域の方が困っているとの話も聞きました。自分は当事者ではないので関係ないという人もいます。しかし、それでは同じ町の間が困っているのに関係ないと言っているのに等しいでしょう。私はたまたま準備書を読んでこれはおかしいと思ってしまった。知ってしまった以上は無関心であることは許されないと考えました。この裁判に参加する多くの原告の気持ちも同様だと思います。

最後に、足尾鉍毒事件の田中正造の言葉を引用します。「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし。」リニアの是非を問うこの裁判を通じて、私達の文明が真の文明と言い得るのが問われていると考えます。

以上

### 広さ50ヘクタール、飛行場のような巨大なリニア鳥屋車両基地が地域を分断



予定地・中央が鳥屋中学校



問答無用のJRに地元反発

JR東海はリニア新幹線の車両基地を神奈川県相模原市と岐阜県中津川市に建設予定です。相模原市鳥屋地区は写真のように自然に恵まれた地域で、そこに飛行場と見まごうばかりの巨大な施設が出現します。神奈川県内のリニア工事残土は1,140万 $m^3$ で、そのうちの360万 $m^3$ を車両基地の造成に使う計画です。その結果、盛土のため高さ30mの擁壁がつくられ、鳥屋中学校や地域の住宅は擁壁に遮られて地域は分断、生活環境や景観は一変します。また、供用後は基地の排水によって串川や支流の水質が悪化するおそれがあります。

## 横山弁護士の進行意見

### 1 原告適格関係について

総原告目録関係では、現在、原告適格関係について整理中ですが、異議申立未実施の関係では、1名を除いて確認が取れており、こちらの手元に「異議申立書の写し」のあるその1名について被告に調査を依頼しているところです。

委任状と異議申立書の対比で、住所変更や名前の誤記等のある原告の関係では、住民票取り寄せなどにより確認を進めておりますが、未だ若干名確認が取れておらず、次回期日までには整理できるものと考えています。

原告A目録関係では、土地の登記簿などの資料で整理できるものは整理が進んでいますが、立木 trusts の関係では、土地と施設の位置関係などが現状でも正確か疑問があり、土地上の立木の位置関係などで被害の発生が確認できるかなど、被告・参加人側の認可した内容が必ずしも確定できていない点で、現時点において判明している資料でとりあえずまとめることとなる予定です。

原告B目録関係では、工事における発生土処理場所が未だ明確でなく、これが明らかにならないと運搬ルートなども明らかにならないので、被告・参加人がこれについて早急に明らかにすることを求める次第です。とりあえず、現状判明しているルート等と原告の居住

地の関係は図示できるように整理していま長期間の工事での発生土運搬の騒音・振動・交通被害については、今後早急に被告・参加人に明らかにしていただきたいと思います。これができた際に、改めて原告B目録は整理すべきかと考えています。

### 2 今後の期日について

本訴訟の争点の一つである、環境影響評価問題ですが、それ自体の杜撰さ・いい加減さに加え、手続きのいい加減さについても明らかにしてゆきますが、全長が品川・名古屋間で28.6kmにも及び、通常のやり方では訴訟に長期を要することになり、参加人が工事を強行することで、被害がさらに明確になる一方、建設が既成事実化されることとなります。このような事態を避けるためにも、角地における被害が明確な地域について、個別に取り上げて主張・立証を行ってゆく必要があると思います。そのため、本日も、相模原の車両基地建設での被害が明らかな点を主張し、意見陳述させていただきました。

次回以降の期日においても、本件被害の概要をご理解いただくべく、山梨県の実験線で既に生じている被害、静岡の大井川に対するトンネル工事の影響、長野県大鹿村で生じている工事用道路や発生土処分にかかわる住民との合意形成問題、岐阜のウラン鉱床の地域の工事の関係での放射性物質含有の発生土問題など、随時取り上げてゆく予定です。その際

には原告・弁護団共に意見を陳述してゆきたいと思います。

### 3 証拠について

今後、大量の証拠が提出されることとなることに鑑み、証拠番号を証明事項ごとに付し、事務処理の簡易化と整理の容易化に努めたいと考えており、次回には整理した号証の付仕方について、ご提案しご了解を得たいと思います。

### 4 期日について

2017年4月までの期日が指定されていますが、その後についても2か月に1度程度の期日指定をお願いしたいと思います。主張整理がある程度進んだ段階で、専門家による立証についての立証計画をお出しする予定です。

以上

## リニアの問題点を広く国会や地域に広げよう～報告集会

第2回口頭弁論の後、午後3時半から司法記者クラブで記者会見が開かれ、意見陳述を行った栗原さん、和泉弁護士のほか関島保雄、高木輝雄両弁護団共同代表、横山 聡弁護団事務局長、川村晃生原告団長が出席し、意見陳述の内容や被告側補助参加人のJR東海の準備書面について説明し、記者の質問を受けました。

第2回口頭弁論の報告集会は午後4時から衆議院第二議員会館で行われ、リニアルート沿線からの原告・サポーターのほか、支援団体のJR東海労や公共事業改革市民会議や熊森協会、リニア新幹線を考える登山者の会、日本自然保護協会からの参加者を含め120人が会場を埋めました。



川村原告団長や弁護団、支援団体の挨拶があり、集会に参加した日本共産党の本村伸子、畑野君枝、清水忠文、山添 拓の各衆参国会議員が連帯の挨拶を述べました。

最後に、天野捷一原告団事務局長が、10月～11月に行われた衆参両院のJR東海への3兆円の財政投融資を可能にする法律案の審議について報告し、これまでにない時間を使ってリニアの是非を問う審議が行われたが、さらにリニアの問題点への理解を深めるため、地元出身の国会議員に対し要請行動を行うよう提起しました。

◆第3回口頭弁論は2017年2月24日(金)午後2時半～東京地裁、集合は午後1時15分